

平成31年度入学者選抜Ⅱ期選抜募集要項

福島県立川口高等学校

大沼郡金山町大字川口字蛇沢2434-2

電話番号 (0241) 54-2154

郵便番号 968-0011

1 募集定員

本校全日制の課程普通科募集定員40名から、Ⅰ期選抜において合格内定の通知を受け、入学確約書を提出した者の数を除いた数とする。

2 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

ただし、Ⅰ期選抜又は連携型選抜において合格内定の通知を受けた者は、Ⅱ期選抜に出願することはできない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは平成31年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 通学区域

平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（福島県教育委員会）の福島県立高等学校の通学区域に関する規則（72ページから75ページ）を参照すること。

4 併願の取扱い

同一人が同時に二つ以上の高等学校に出願することは認めない。

5 出願期間

平成31年2月13日（水）から2月18日（月）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、返信用封筒（長形3号、392円切手を貼付する）を同封の上、平成31年2月18日（月）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願方法及び出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、以下の書類を、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。その際、中学校長は志願者名簿を添付する。

① 入学願書

入学検定料として2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、Ⅰ期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、Ⅰ期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、Ⅰ期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

② 平成31年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）

ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することがある。

なお、提出期間は平成31年2月22日（金）から2月25日（月）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

③ 受験票用紙（受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの）

④ 入学検定料納付済証明書用紙（中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）

なお、Ⅱ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者。

① 入学願書（上記①に同じ）

② 健康診断書（平成31年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、上記2の(2)の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することがある。

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの

④ 受験票用紙（受験番号欄の学科名、氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）

なお、Ⅱ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校又は保健室等登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数又は保健室等登校による日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は自己申告書受領書を交付する。

(3) 提出期間は、平成31年2月22日（金）から2月25日（月）までとする。

郵送の場合には、2月25日（月）の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

8 学区外からの出願に関する弾力的な取扱い

(1) 学区外からの出願の取扱い

本校へ通学できる範囲内の町村（学区内）に保護者に代わり志願者を監督、保護する者（以下「身元引受人」という。）が居住する場合においては、学区外から本校への出願を認めるものとし、その場合には、学区内の志願者として取り扱う。

(2) 出願方法

① 県内からの出願の場合

上記6に示した出願書類に加え、次の書類を提出する。

○ 身元引受人の「住民票の写し」

② 県外からの出願の場合

上記6に示した出願書類に加え、次の書類を提出する。

○ 身元引受人の「住民票の写し」

○ 「他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類」

志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

(3) その他

上記(1)(2)により本校へ入学する者については、本校へ通学できる範囲内の町村（学区内）に住所を異動し「住民票の写し」を本校に提出する。

9 東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱い

平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（福島県教育委員会）の82ページを参照すること。

10 避難指示区域等の解除により帰還した生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱い

平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（福島県教育委員会）の84ページを参照すること。

1 1 願書受付

- (1) 受験票の交付
出願書類を受け付けたときは、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
出願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
ただし、入学検定料納付済証明書については、Ⅱ期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- (2) 受付の取消し
本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

1 2 出願先変更

出願者は、平成31年2月19日（火）から2月21日（木）までの期間内で、1回に限り、出願先を変更することができる。
受付時間は、出願の場合と同じである。
手続きについては、平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（福島県教育委員会）の10ページを参照すること。

1 3 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還すること。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

1 4 選抜方法

本校校長は、中学校長から提出された調査書の審査結果、選抜のための学力検査の成績及び面接の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 可否の判定に当たっては、学力検査と調査書の成績の比重を同等とする。
- (2) 障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、差等をつける資料としない。
- (3) 志願者から自己申告書の提出があった場合には、本校校長は、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

(4) 調査書

調査書は、「各教科の学習の記録」及び「特別活動等の記録」等の各項目について十分精査し、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料とする。

- ① 調査書の「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の第1学年から第3学年の評定の合計に音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計を2倍にしたものを加えて、195点満点とする。
- ② 調査書の「特別活動等の記録」については、記載内容を点数化し、55点満点とする。
- ③ 選抜に用いる調査書の成績の満点は、上記①と②の満点の合計250点とする。

(5) 学力検査

- ① 学力検査は、県教育委員会が、同一の問題により県下一斉に実施する。
- ② 学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

- ③ 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日 時 平成31年3月7日（木）

受付時間 午前8時～午前8時25分

学力検査 午前9時～午後3時10分

イ 日 程

8:30	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10	15:30	16:40
点呼 諸注意	国 語	休	数 学	休	外国語 (英語)	昼食	理 科	休	社 会	休	面 接	
	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(70分)	

ウ 会 場 福島県立川口高等学校

④ 持ち物

Ⅱ期選抜受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規を持参すること。

ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。

⑤ 持込禁止

計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

(7) 面接

① 面接は、志願者の目的意識や中学校における活動状況等についての理解を深め、志願者のよさを適切に評価する資料とするために実施する。

② 面接は、学力検査終了後、志願者全員に対して実施する。日時は次のとおりとする。

日 時 平成31年3月7日（木） 午後3時30分～午後4時40分（予定）

③ 面接は個人面接とし、一人あたり10分程度行う。

④ 面接については、段階評価する。

(8) 選抜の手順

平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（福島県教育委員会）の13ページを参照すること。

1 5 合格者発表

(1) 平成31年3月14日（木）正午以降に発表する。

(2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

(3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

(4) 電話での問い合わせには応じない。

1 6 その他

(1) Ⅱ期選抜で不合格になった者についての取扱い

Ⅱ期選抜で不合格となった者が、Ⅲ期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。

(2) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(3) 詳細は、平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（福島県教育委員会）を参照すること。

(4) 学校寮「寄宿舍」、町寮「若桐寮」への入寮を希望する者は「入寮者要項」を確認の上、出願時に「仮入寮願」を併せて提出すること。

以上